

札幌提第 10120 号
令和 3 年(2021年) 8 月23日

発熱外来設置医療機関 管理者 各位

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆

札幌市発熱外来体制強化補助金に係る交付申請手続きについて

時下、皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る対応に御尽力をいただき、また、本市の保健医療行政の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 6 月 3 日付け札幌医第 10001 号「発熱外来「区分C」の新規追加及び登録医療機関の募集について(依頼)」にてご依頼しておりました発熱外来の体制強化について、この度、医療機関に対して支援を行う補助制度を制定し、補助金を交付することといたしました。

つきましては、発熱外来の体制強化に御協力いただきました医療機関におかれましては、下記のとおり補助金申請にかかる書類を提出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 提出書類および提出方法

各申請書等に必要事項を記載の上、後述の担当まで郵送にて提出してください。
なお、申請書等の様式データは以下の URL からダウンロード可能です。

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f77tuuti/tuutilistimu/3/questionnaire.html>

(1) 札幌市発熱外来体制強化補助金交付申請書(様式1)

(2) 口座振替申出書

※概算払いを希望する場合のみ提出してください。

2 提出期限(必着)

令和 3 年 9 月 1 0 日(金)

3 補助金の支払方法について

本補助金については、交付申請時における概算額での交付と、事業終了後に精算額での交付を選択することが可能です。

概算払を御希望された場合については、交付申請書と口座振替申出書の提出後、約 1～2 か月程度で補助金を概算でお支払いいたします。

精算払を御希望された場合については、実績報告書の提出後にお支払いの手続きを進めさせていただきます。

なお、実績報告書の提出については、現在のところ令和 4 年 3 月頃を予定しており

ますが、提出時期等の詳細については別途ご案内いたします。

4 補助金の金額について

以下の区分に基づき、補助金を交付します。

詳細については、添付の「札幌市発熱外来体制強化補助金交付要綱」をご覧ください。

区分	補助金額	備考
B	200 万円	令和 3 年度から新たに実施する場合に限る。(令和 2 年度の補助を既に受けている施設は対象外) ただし、「札幌市発熱外来設置医療機関に係る協力金」(以下「協力金」という。)のみの交付を受け、発熱患者等の診療・検査等を継続している発熱外来設置医療機関については、本補助金の補助金額と協力金の差額を交付する。
C	500 万円	

5 注意点

(1) 交付申請書(様式 1)の記入にあたっては、開設者の代表者(理事長等)の職印により押印し、口座振替申出書等と同一の職印にて押印願います。

なお、交付申請者が法人等の代表者ではない場合や、交付申請者と受領者が異なる場合は委任状の提出が必要となりますので、下記担当まで御相談ください。

(2) 交付決定後に区分変更や中止等があった場合、変更申請等が必要となりますので、速やかに下記担当まで御相談ください。なお、時期によっては追加の補助金を交付できない場合がございます。予めご了承ください。

担当：札幌市保健所医療対策室医療提供体制構築課
〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階
E-mail: kansen_iryoteikyotaisei@city.sapporo.jp
TEL : 011-633-0738 FAX : 011-622-5168